

しまねU・Iターン応援カード事業協賛規約

(趣旨)

第1条 この規約は、しまねU・Iターン応援カード事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、本事業への協賛について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) カード

公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「定住財団」という。）が「しまねU・Iターン応援カード」として発行するカード

(2) U・Iターン希望者

カードの申請時に島根県外に在住する者で、島根県へのUターンIターンを希望し、しまねU・Iターン総合サイトくらしまねっと（以下「くらしまねっと」という。）に登録しているもの（学生を除く）

※カードを発行後に島根へのU・Iターンが実現し、カードの有効期限内であればU・Iターン希望者と同じように扱うこととする。

(3) 協賛店

この事業の趣旨に賛同し、善意によりU・Iターン希望者に対するサービスを提供する事業所として、定住財団の理事長（以下「理事長」という。）が登録を認めたもの

(4) 協賛ステッカー

この事業の協賛店であることを表示するため、定住財団が協賛店に発行するステッカー

(協賛店の範囲)

第3条 協賛店の登録を受けようとする事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としない。

(1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業所

(2) 暴力団等が関連する事業所

(3) その他、この事業の趣旨にそぐわないと理事長が認める事業所

(協賛店の登録の手続き)

第4条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、要綱第7条に基づく「しまねU・Iターン応援カード事業 協賛申込書」（様式第1号）により理事長に申し込む。

2 協賛申込書は、原則として1事業所ごとに1通とする。ただし、複数の事業所や店舗をまとめて申し込む場合は、各事業所や店舗の名称・所在地・電話番号等がわかる一覧表等を添付して申込みを行うことができる。

3 理事長は、審査の結果、前号の申込内容が協賛店として適当であると認める場合は、協賛店として登録し、協賛店に協賛証及び協賛ステッカーを交付する。

4 理事長は、審査の結果、第1項の申込者が協賛店として適当であると認められない場合は、登録できない旨を通知する。

5 協賛店は、協賛ステッカーを店内の見やすいところに掲示し、特典内容を、利用者が分かるように周知する。

6 定住財団は、協賛店が第1項に定める申込みを行った時点で、この規約の内容に同意したものとみなす。

(協賛店の登録の有効期間)

第5条 協賛店の登録は、中止の申し出がない限り有効とする。ただし、協賛店の閉店等に伴い特典の提供がなされないことが明らかであると理事長が認める場合は、定住財団の判断で中止とすることがある。

(協賛店の提供する特典内容)

第6条 協賛店は、業種、業態、販売戦略等に応じ、経営上の負担とならない範囲内で、U・Iターン希望者を応援するサービスを提供するものとし、その内容は、次の各号に掲げるものとする。ただ

し、特典は、主にU・Iターン検討時に使用されることを想定しており、協賛店独自のポイントカードを持つ方向けの「ポイント2倍」等の特典ではなく、その場で直接メリットを享受できるものに限る。その他、事業の趣旨にそぐわないと理事長が認めるものについては、この事業のサービスとすることはできない。

- (1) 商品の割引等金銭面での優遇
- (2) おまけの提供、ドリンク1杯無料、物品の貸し出し
- (3) 体験学習、工場見学など機会の提供
- (4) 予約・レジ待ちの優遇など時間面での優遇
- (5) 子守サービス、荷物預かり、相談など人的サービスの提供
- (6) その他のU・Iターン希望者を優待する各種サービス

(登録内容の変更)

第7条 協賛店は、U・Iターン希望者向けの特典内容や協賛店の登録内容を変更する場合は、原則として変更日の3週間前までに、定住財団に連絡する。

- 2 協賛店は、特典内容を変更する場合は、利用者が分かるように店内に予告の周知をする。
- 3 定住財団は、第1項に定める連絡を受けた場合は、くらしまねっとの登録内容を変更する。

(協賛店の広告)

第8条 協賛店は、次の各号に掲げる広告を行うことができる。

- (1) 自己の広報印刷物等におけるこの事業のカードの画像の使用
- (2) 自己のウェブサイトにおける運営サイトリンク及びこの事業のカードの画像の掲載

(カードの確認)

第9条 協賛店は、サービスの提供に当たって、利用資格を確認する必要がある場合は、カードの提示を求めることができる。

(協賛店の登録の取消し)

第10条 定住財団は、協賛店が次の各号に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 協賛店が要綱及びこの規約の規定に違反した場合
 - (2) その他、協賛店の協力実施状況がこの事業の趣旨にそぐわないと理事長が認めた場合
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めないこととする。

(協賛店の登録中止)

第11条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合は、原則として中止日の3週間前までに定住財団に連絡することとする。

- 2 協賛店は、サービスの提供を中止する場合は、U・Iターン希望者が分かるよう、店内において事前に周知することとする。

(WEBによる情報発信)

第12条 定住財団は、この事業の実施に当たり、協賛店の情報や協賛店が実施するU・Iターン希望者向けサービスの情報等を、U・Iターン希望者に広く発信するため、くらしまねっと等を活用する。

- 2 くらしまねっと等で提供する情報は、協賛申込書の内容によるものとし、協賛店は、登録情報が随時更新されるよう、情報に変更があった場合には適切に定住財団に連絡をする。

(くらしまねっとの停止又は中断)

第13条 定住財団は、次の各号に該当する場合には、協賛店に事前に通告することなく、くらしまねっとの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとする。

- (1) くらしまねっとに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、火災、停電その他の非常事態により運営サイトの運営が困難な場合
- (4) その他、運営サイトの管理運営上支障があると認める場合

- 2 定住財団は、前項各号に定める事由により運営サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して協賛店が被った損害について免責されるものとする。

(くらしまねっと掲載情報の権利帰属)

第14条 くらしまねっと掲載情報に関する所有権及び知的財産権は、協賛店が制作する情報を除き、協賛店に帰属しないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 定住財団は、利用者登録情報等、この事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱うこととする。

(保証の否認及び免責)

第16条 くらしまねっとにおける第12条に規定する情報の掲載は、協賛店及び協賛店が提供するU・Iターン希望者向けサービスを紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を定住財団が保証するものではない。

- 2 協賛店としての登録及び運営サイトにおける協賛店の情報掲載は、定住財団が協賛店に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではない。
- 3 定住財団は、協賛店とU・Iターン希望者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、この事業に関連して協賛店において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。
- 4 第1項から第3項までに規定するもののほか、この事業に関連して協賛店とU・Iターン希望者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、定住財団の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、定住財団は一切免責されるものとする。

(紛争処理)

第17条 協賛店は、U・Iターン希望者向けサービスの提供又はこの事業の実施に関し、U・Iターン希望者その他第三者からクレームを受け、又はそれらの者との間で紛争が生じた場合、協賛店の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとする。

(規約の変更)

第18条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店の事前の承諾を得ることなく、定住財団において変更することがある。

- 2 この規約の変更に関する告知は、くらしまねっとへの掲載の方法によって行う。
- 3 最新の規約の確認は、同サイト上で行うものとする。また、同サイト内に随時掲載、追加する規程類は、この規約の一部を構成するものとする。

(定住財団の業務委託)

第19条 定住財団は、第4条第1項に規定する協賛申込書および管理運営等の業務を業者に委託し、受託業者が定住財団に代わりこれらの業務を行う場合がある。その場合、理事長への書類の提出は、受託業者が受付を行うこととする。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。